

入 札 説 明 書

愛知県警察本部総務部施設課

項目及び構成

1	契約担当官等の指名及びその所属する部局の名称並びに所在地	-----	1
2	競争入札に付する事項	-----	1
3	競争の方法	-----	1
4	競争に参加する者に必要な資格に関する事項	-----	1
5	担当部局	-----	2
6	入札参加資格の確認等	-----	2
7	物件の展示及び資料の閲覧	-----	3
8	入札手続等に関する質問及び回答閲覧	-----	3
9	入札及び開札を行う日時並びに場所	-----	4
10	入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨	-----	4
11	入札保証金及び契約保証金	-----	4
12	入札及び開札方法等	-----	4
13	公正な入札の確保	-----	5
14	入札の取り止め等	-----	5
15	入札の無効	-----	5
16	落札者の決定方法	-----	6
17	再度入札	-----	6
18	契約書作成の要否及び契約事項	-----	6
19	売買代金の納付	-----	6
別紙－1	仕様書	-----	7
別紙	航空機概要	-----	8
別添1	物件内訳書（機体）	-----	9
別添2	物件内訳書（物品）	-----	10
別添3	引渡書類一覧	-----	11
別紙－2	封筒記載要領	-----	12
別紙－3	国有財産売買契約書（案）	-----	13
別紙	暴力団排除条項	-----	20

様式第1	入札参加資格確認申請書
様式第2	誓約書
様式第3	役員等名簿
様式第4	質問書兼回答書
様式第5－1、5－2	入札書
様式第6	委任状

- 1 契約担当官等の指名及びその所属する部局の名称並びに所在地
 - (1) 契約担当官等
契約担当官 愛知県警察会計担当官 鎌田 徹郎
 - (2) 所属する部局
愛知県警察本部
 - (3) 所在地
〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 入札件名
国有財産（回転翼航空機）等の売払い
 - (2) 契約の条件等
別紙－1「仕様書」のとおり
 - (3) 引渡場所
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幟立2番1
愛知県名古屋飛行場内 愛知県警察航空隊
 - (4) 引渡期限
売買代金納付の日から令和7年6月30日（月）まで

- 3 競争の方法
一般競争入札による

- 4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条及び物品管理法（昭和31年法律第113号）第18条の規定に該当しない者であること。
 - (4) 令和4・5・6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、競争参加地域「東海・北陸」において「物品の買受け」の営業品目「その他」でA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
 - (5) 警察庁及び愛知県警察から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
なお、指名停止の措置を受けている者は、会社（法人）の本店、支店及び営業所のいずれであっても本競争の参加資格は有しないものとする。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の手続開始の決定後、上記(4)の再審査を受け資格が継続している者を除く。）でないこと。
 - (7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状況が

継続している者でないこと。

- (8) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）に係る名簿が提出され、暴力団排除条項を遵守できる者であること。

5 担当部局

〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部施設課財産係

電話番号 052 (951) 1611 内線2268

FAX番号 052 (951) 3687 (直通)

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 様式第1「入札参加資格確認申請書」 1部

申請書には「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを添付すること。

イ 様式第2「誓約書」 1部

ウ 様式第3「役員等名簿」 電子データ

エ 担当課から連絡するときの窓口となる担当者の名刺 1枚

- (2) 入札参加申請書類提出の方法、期限及び場所等

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等）に限る。なお、封筒には「**入札参加申請書類在中**」と朱書きすること。ただし(1)ウ「役員等名簿」は、エクセルファイルにより作成し、電子メールで送信すること。

「役員等名簿」の電子データによる提出について

- 役員等名簿（エクセル様式）のダウンロード

愛知県警察ホームページ（申請・手続き／入札等情報／関係書類／役員等名簿）から「役員等名簿（エクセル）」をダウンロード。

愛知県警察HPアドレス <https://www.pref.aichi.jp/police/>

- 電子メールによる役員等名簿（エクセル形式）の提出

役員等名簿（エクセル）を作成し、6の(2)イ(ア)に示す提出期限までに電子メールにより下記アドレス宛に送信すること。

送信先メールアドレス zaisan@police.pref.aichi.lg.jp

* 送信の際は、5の担当部局まで電話連絡すること。

イ 提出期限及び場所

(ア) 提出期限

令和6年12月17日（火）午後5時まで（郵送の場合は到着分有効）とする。なお持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間とする。

(イ) 提出場所

5に示す場所

ウ その他

(ア) 入札参加申請書類の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、提出者へ返却しない。

(ウ) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

(3) 入札参加資格の有無については令和7年1月16日（木）頃までに発送する「入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

(4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合はその理由について書面（任意様式）で問い合わせることができる。

(5) 前項の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を5に示す場所に提出すること。

7 物件の展示及び資料の閲覧

当入札に係る物件の展示及び資料は、入札説明会で展示及び閲覧に供するが、資料の貸し出しは行わない。

(1) 入札（物件）説明会への参加申込み

ア 様式第1「入札参加資格確認申請書」に必要事項を記入の上、提出すること。

イ 提出方法、場所及び期限は6に示す事項に同じ

(2) 入札（物件）説明会の開催

ア 開催日時

令和6年12月20日（金）午後1時30分から

イ 開催場所

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幟立2番1

愛知県名古屋飛行場内 愛知県警察航空隊

ウ 来場の際は可能な限り公共交通機関を利用すること。乗用車による来場予定者は5の担当部局へ12月17日（火）の午後5時までに電話連絡すること。

8 入札手続等に関する質問及び回答閲覧

(1) 入札及び契約手続に関する質問方法

入札及び契約手続に関する質問がある場合は、様式第4「質問書兼回答書」を作成し、入札公告の日から令和6年12月16日（月）正午までに5に示す場所へファクシミリ又は電子メール（宛先：zaisan@police.pref.aichi.lg.jp）により提出すること。また7に示す説明会においても、質問を受け付ける。

(2) 物件（機体及び物品）に関する質問方法

物件に関する質問がある場合は、様式第4「質問書兼回答書」を作成し、入札公告の日から令和6年12月16日（月）正午までに警備部警備第二課警察航空隊へ電子メール（宛先：keisatukoukuu-aichi@police.pref.aichi.lg.jp）により提出すること。また7に示す説明会においても、質問を受け付け

る。

(3) 質問に対する回答閲覧

質問に対する回答は、7に示す説明会にて閲覧に供する。

9 入札及び開札を行う日時並びに場所

(1) 入札日時

令和7年1月24日（金）午後1時30分から

開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札のないときは、再度入札（入札は2回まで）を行うものとする。

(2) 入札場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部施設課 入札室

(3) 入札受付は、(2)に示す場所で当日午後1時15分から行うものとし、受付時に入札参加資格確認結果通知書の原本を提示すること。

10 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 入札及び開札方法等

(1) 入札参加者は、様式第5-1または5-2「入札書」を9(2)に示す場所へ持参すること。郵送、電報、ファクシミリ及びその他電気通信回線の利用による入札は認めない。

(2) 入札参加者は入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において入札公告等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札金額は、輸送費等の引取りに要する一切の諸経費を含む総価をもって記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載し、封緘^{ふうかん}の上、提出しなければならない。

ア 入札金額（前項に掲げる金額）

イ 入札件名（国有財産（回転翼航空機）等の売払い）

ウ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の職氏名）及び代表者印（社印を使用する場合は、併せて社印）

エ 入札書に記載する年月日は、入札日（令和7年1月24日）とすること。

- (5) 入札参加者は、入札書の提出にあたり、別紙－2「封筒記載要領」のとおり、封筒に宛先、入札件名、住所・氏名（法人の場合は名称又は商号並びに代表者の氏名）等を記載して、封緘の上、入札場所に投函しなければならない。
- (6) 入札参加者は、代理人をして入札させるとき（代表権のない者に記名させ入札させるとき）は、様式第5－2「入札書」及び様式第6「委任状」を提出しなければならない。（入札書に入札参加者本人が記名し、社員等が入札書を持参する場合の委任状は不要とする。）代理人をして入札させる場合の入札書の作成にあつては、次の点に留意すること。
 - ア 入札参加者本人の氏名（法人の場合は名称又は商号並びに代表者の職氏名）を記載すること。
 - イ 代理人であることを記載すること。
 - ウ 当該代理人氏名を記載し押印すること。
- (7) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (8) 入札参加者は、提出した入札書を書換え、変更又は取り消しすることができない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書に関し、愛知県警察から説明を求められたときは、それに応ずる義務を負うものとする。
- (10) 開札は、入札参加者立ち会いの下で行う。

13 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札価格の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 入札の取り止め等

入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 12(4)に掲げる事項の記載がない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字、脱漏、汚損、塗沫等により意思表示が不明確な入札
- (6) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信又は連合と認められる入札及び疑いのある入札

- (7) 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- (8) 12(7)に違反した入札

16 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

17 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格を上回る入札価格が無いときは、その場で直ちに再度入札を行うものとするので、入札に参加する者は、あらかじめ再度入札のための入札書を作成し、入札書を封入した封筒（別紙－2「封筒記載要領」のとおり作成したもの）に「2回目」と記載した上で持参すること。
- (2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づき、最高価格の入札をした者と随意契約を行うことがある。

18 契約書作成の要否及び契約事項

- (1) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は別紙－3「国有財産売買契約書（案）」のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額とする。
なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

19 売買代金の納付

売買代金は、歳入徴収官愛知県警察会計担当官の発行する納入告知書により、指定日までに納付するものとする。

仕 様 書

本仕様書は、愛知県警察本部の行う回転翼航空機（以下「機体」という。）及び機体に付随する部品等（以下「物品」という。）の売払いについて必要な事項を定める。

1 売払物件（以下「物件」という。）

(1) 機体

川崎式BK117C-1型 1機

詳細は別紙「航空機概要」、別添1「物件内訳書（機体）」及び別添3「引渡書類一覧」のとおり

(2) 物品

BK117. アダプターセット（ラッツ）外21品目

詳細は別添2「物件内訳書（物品）」のとおり

2 引渡場所

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幟立2番1

愛知県名古屋飛行場内 愛知県警察航空隊

3 引渡期間

売買代金（以下「代金」という。）納付日から令和7年6月30日まで

4 売払条件

(1) 契約締結時から引渡しまでの間に、物件が滅失又はき損した場合（その事由が売払人の責に帰する場合を除く。）であっても代金の減額を請求することはできない。

(2) 物件の所有権は、代金を納付したときに買受人に移転する。

(3) 代金納付後速やかに領収書の写しを提出すること。

(4) 上記引渡期間内に機体及び物品を搬出すること。

(5) 搬出前までに上記引渡場所において、警察名・日章旗・旭日章・愛称及び登録番号等の警察保有であることを示す標識、記号及び識別板について、外観から判別できないように消去すること。ただし消去の方法については、別途指定する者から事前に承認を得た上で着手し、その履行状況については確認を受けなければならない。（確認前の引渡しは行わない。）

(6) 機体及び物品の引渡しの際は、物件受領書を提出すること。

(7) 前各号に係る必要経費及びその他契約締結後に生じる経費の全ては買受人の負担とする。

(8) その他の詳細については、売払人の指示によること。

5 その他

本仕様書は契約書に添付するものとする。

航空機概要

名称	あさやけ2
製造年月日	平成13年12月19日
製造者	川崎重工業株式会社
製造番号	1131
型式	川崎式BK117C-1型
全長×全幅×全高	13.00m×2.70m×3.85m
発動機	ツルボメカ式 ARRIEL1E2型 708馬力×2基
乗員数	10名
全備重量	3.35トン
総飛行時間	6718時間50分
備考	航空法第8条に基づく抹消登録については、航空機の所有者である警察庁により申請済みである。(令和6年4月22日申請、同日受理。)

別添1

物件内訳書(機体)

名 称	数 量	備 考
ローター・タイダウン	1	
各種カバー(エンジン吸排気口、ピトー管等)	1	
機体カバー	1	
携帯消火器	2	
救急品セット	1	
救難用信号弾	1	
防水携帯灯	1	
パイロット工具	1	
ドア・キー	1	
電波高度計	1	
機内通話装置	1	
機内通話装置コントローラー	1	
空調装置(冷暖房、防曇)	1	
燃料増加装置	1	
救命用ホイスト	1	
ラペリング・キット	1	
空輸用担架装置	1	
カーゴフック/ミラー	1	
投光装置	1	
拡声装置	1	
電子式録音再生装置	1	
スライド式ウインドウ	1	
手掛け	1	
ワイヤーカッター	1	

物件内訳書(物品)

番号	名称	規格	製造番号	数量	TT	TSO TSC	添付書類 等の有無	備考
1	BK117.アダプターセット(ラツ)	29497300		1				
2	電圧検出盤 (バッテリー・チェッカー・セット)	VPB-490D		1				
3	トリー・レスキューホスト	117-83501K1		1				
4	エンジントルクインディケーター	117-902121	227	1	4798:20	TSC 0:00	○	
5	トランスミッション オイル プレス インディケーター	117-94036-05	91020456	1	4946:40	TSC 0:00	○	
6	SPASコンピューター	117-882921	0299-023	1	unk	TSC 0:00	○	
7	GYRO HORIZON(GH14)	4021541-671	96022369	1	unk	TSC 0:00	○	
8	ヨ-CSASコンピューター	117-902141	0697-025	1	unk	TSC 0:00	○	
9	ADI	4021541-671	99122583	1	3845:45			要修理
10	トリプルタコインディケーター	117-902111	186	1	3652:55			要修理
11	燃料計	117-94054-01	1310	1	6968:40			要修理
12	N1インディケーター	117-902101	415	1	unk			要修理
13	ACTUATOR. SPAS	39.1-1100-02	316	1	6984:25	TSO 1200:15		要修理
14	フューエルブースターポンプ	117-64151-03	180982	1	4540:00	TSO 947:40		要0/H
15	ブースターポンプ	117-64151-03	169682	1	4762:45	TSO 712:45		要修理
16	ディレクショナルジャイロ	4020577-3	91014870	1	6708:50			要修理
17	HSI	066-03024-0047	5133	1	4501:05	TSC 0:00	○	
18	VOR/LOC CONVERTER	066-4009-00	17277	1	4502:05	TSC 0:00	○	
19	燃料トランスミッタ	117-64152-03	1833	1	0:00		○	
20	ローレベルスイッチ	117-64153-03	0161	1	0:00		○	
21	RMI	066-3038-00	6722	1	6458:50			要修理
22	スタータージェネレーター	23081-042	Y0039	1	1998:20	TSO 998:00		要0/H

別添3

引 渡 書 類 一 覧

名称	原本	コピー	備考
搭載用航空日誌（飛行記録）		○	※最終ページのみ
搭載用航空日誌（整備記録）	○		
機体ログブック（英）	なし		
地上備付用発動機航空日誌	○		
エンジンログブック（英）	○		
機体メンテナンスマニュアル（日）	○		
機体メンテナンスマニュアル（英）	なし		
エンジンメンテナンスマニュアル（日）	なし		
エンジンメンテナンスマニュアル（英）	なし		
飛行規程（日）	○		
フライトマニュアル（英）	なし		
輸出耐空証明書（Export C of A）	なし		

封筒記載要領

(表)

契約担当官 愛知県警察会計担当官 殿	
入札件名	国有財産(回転翼航空機)等の売払い
	親展

(裏)

代表者印 又は 代理人印	入札者	住所		代表者印 又は 代理人印
		氏名	□□□□株式会社	
			代表者 職・氏名	
			上記代理人	○ ○ ○ ○

入札書記載者が
代理人の場合

国 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売払人 契約担当官 愛知県警察会計担当官 鎌田 徹郎(以下「甲」という。)
と買受人 ○ ○ ○ ○ (以下「乙」という。)とは、次の条項のとおり
国有財産(回転翼航空機)等の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 乙は、別添「仕様書」及び次に掲げるところにより売買物件(以下「物件」という。)を引き取るものとする。

物 件 名	回転翼航空機及び機体に付随する部品等
数 量	1機
契 約 金 額 (売 買 代 金)	○, ○○○, ○○○ 円 (うち消費税額及び地方消費税額 ○○○, ○○○ 円) (内訳) 機体 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) 物品 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) 消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
物件の引渡期間	売買代金納付の日から令和7年6月30日まで
引渡(引取)場所	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場幟立2番1 愛知県名古屋飛行場内 愛知県警察航空隊
契 約 保 証 金	免除

(契約金額の支払)

第3条 乙は、第1条に定める契約金額を歳入徴収官愛知県警察会計担当官の発行する納入告知書により、指定納付期限内(以下「約定期間」という。)に支払わなければならない。

(遅延利息)

第4条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（所有権の移転）

第5条 物件の所有権は、乙が売買代金（前条第1項の遅延利息が生じた場合は、当該遅延利息を含む。以下「代金」という。）を完納した時に乙に移転する。

（物件の引渡し）

第6条 乙は、物件の引取りにあたっては、前条により納付した領収証書の写しを甲に提出する。また、物件の引取りは引渡期間内に引取りを完了し、物件受領時に物件受領書を甲に提出することとする。

（履行期限の遅延による賠償金）

第7条 乙は、自己の帰すべき理由により物件の引取りが遅れたときは、遅延賠償金として第4条第1項に準じて得た額を甲に対し支払うものとする。

（危険負担）

第8条 乙は、契約締結の時から物件の引渡しの時までにおいて生じた物件の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、契約締結後、物件が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、甲に対して目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除及び違約金）

第10条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催促をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に、以下の事由が生じた場合

① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第11条第1項に該当する場合

(4) 乙が第20条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条第4項、第3条又は第5条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止

法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第12条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号もしくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項もしくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10

に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることはできない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

6 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（原状回復及び返還金等）

第13条 乙は、甲が第10条第1項から第3項、第11条第1項及び第20条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、第10条第1項から第3項、第11条第1項及び第20条の規定により解除権を行使したときは、納付済みの代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

3 甲は、第10条第1項から第3項、第11条第1項及び第20条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

（損害賠償）

第14条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第10条

第4項、第12条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第10条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(妨害等に対する報告義務等)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(秘密の保持)

第17条 甲乙両者は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、名古屋地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第19条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第20条 暴力団排除に関する条項については、別紙「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第21条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
契約担当官 愛知県警察会計担当官
鎌 田 徹 郎

乙 住所
氏名

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(労働者の使用制限)

第2条 乙は、乙又は乙に委託された者が請負業務を履行するために使用する労働者について、あらかじめ、甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。

2 甲は、前項の規定による通知があった労働者が次の各号のいずれかの者に該当すると認められるときは、乙に対し、請負業務に従事させないことその他必要な措置を執るべきことを請求することができる。

- (1) 暴力団員等
- (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

3 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を執ることを決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 甲は第2項の規定による請求をした場合において、乙が正当な理由なく当該請求に従わなかったときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(行為要件に基づく契約の解除)

第3条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第4条 乙は、前3条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前3条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第5条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第6条 甲は、第1条、第2条第4項、第3条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条第4項、第3条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

様式第 1

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官

愛知県警察会計担当官 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記案件に係る入札参加資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、入札説明書の 4 「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」を全て満たしていること及び必要書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して行われる一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 入札件名
国有財産（回転翼航空機）等の売払い
- 2 添付書類
資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部
様式第2「誓約書」 1部
様式第3「役員等名簿」 電子データ
担当課から連絡するときの窓口となる担当者の名刺 1枚
- 3 入札（物件）説明会への参加申込み（□にレ点を付すこと。）
上記説明会への参加を 申し込みます。 / 申し込みません。
- 4 参加者氏名等（3に示す説明会へ申し込む場合、記入すること。）

(1)(連絡先).....

(2)(連絡先).....

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

愛知県警察本部長 殿

氏名又は名称及び

代表者役職・氏名

私（当社又は当団体）は、下記事項について誓約します。これらが、事実と相違することが判明した場合は、催告なしでこの契約が解除されても一切の異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合は、賠償及び補償を求めず、一切私（当社又は当団体）の責任とします。

記

- 1 私（当社又は当団体）は、現在、次に掲げる者に該当せず、将来においても該当しません。
 - (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 過去3年間、次に掲げるいずれかに該当した者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った。
 - キ 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。
 - (4) 愛知県から物品の製造請負又は買入れ、建設工事の請負、設計・測量・建設コンサルタント業務の受託、役務の提供その他の契約に係る資格停止措置（指名停止）を受けている者
 - (5) 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1の(7)に規定する排除措置を受けている者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）又は使用人が、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(6)から(10)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
 - (12) (11)のほか役員等又は使用人が、上記(6)から(10)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - 2 私（当社又は当団体）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を始めとする各種法令を遵守します。
 - 3 私（当社又は当団体）は、入札及び契約手続の後、本件業務の入札及び契約手続において取得した警察に関する情報が記録された文書（電子データを含む。）を速やかに破棄します。
 - 4 私（当社又は当団体）は、本件業務に関し知り得た警察に関する情報を本件業務にのみ利用し、他の目的に使用しません。本件業務が終了し、又は解除された後においても同様とします。
 - 5 私（当社又は当団体）は、本件業務に従事する作業員に対し、在職中又は退職後においても、本件業務に関し知り得た警察に関する情報を漏洩しないよう周知徹底します。
 - 6 私（当社又は当団体）は、上記誓約事項に関し、警察から説明を求められた場合は、速やかにヒアリングに協力します。下請業者に係るものについても同様とします。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3

決裁欄

--

役員等名簿

所在地

商号又は名称
(支店名)

代表者氏名
連絡先

【役員等の最終変更日：

】

契約種別 (一般競争入札) 契約内容 (国有財産 (回転翼航空機) 等の売払い) 期日 ()

番号	フリガナ	氏名	生年月日	性別	自宅住所	本人連絡先	役職
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 4

質 問 書 兼 回 答 書

提出年月日 令和 年 月 日

入札件名	国有財産（回転翼航空機）等の売払い
住 所	〒
商号又は名称	
氏名	
担当者名	
電話	
F A X	
メールアドレス	
質問事項	
回答欄	

- ※ 質問受付期間：入札公告日から令和 6 年 12 月 16 日（月）正午まで（厳守してください。）
- ※ 提出先（入札及び契約手続関係）：総務部施設課財産係
F A X 052-951-3687 メールアドレス zaisan@police.pref.aichi.lg.jp
- ※ 提出先（機体及び物品関係）：警備部警備第二課警察航空隊
メールアドレス keisatukoukuu-aichi@police.pref.aichi.lg.jp

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

入札書

令和 年 月 日

契約担当官

愛知県警察会計担当官 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

入札公告及び入札説明書に承諾のうえ、下記金額に当該金額の100分の10を加算した金額をもって物件を買い受けします。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札件名 国有財産(回転翼航空機)等の売払い

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付すこと。

※ 再度入札の場合は、表記の入札書の前に(再)と記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(内訳)

・ 主要設備及び属具（機体）	_____	円
・ 補用部品、特殊工具（物品）	_____	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

入札書

令和 年 月 日

契約担当官

愛知県警察会計担当官 殿

入札者

住 所

商号又は名称

氏 名

代理人

住 所

商号又は名称

氏 名

印

入札公告及び入札説明書に承諾のうえ、下記金額に当該金額の100分の10を加算した金額をもって物件を買い受けします。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱
									円

入札件名 国有財産(回転翼航空機)等の売払い

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付すこと。

※ 再度入札の場合は、表記の入札書の前に(再)と記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(内訳)

・ 主要設備及び属具（機体）	_____	円
・ 補用部品、特殊工具（物品）	_____	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

入札参加者本人が入札する場合

入 札 書

令和 年 月 日

契約担当官
愛知県警察会計担当官 殿

住 所 名古屋市中区三の丸 2 - 1 - 1

商号又は名称 名古屋〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

角印

丸印

入札公告及び入札説明書に承諾のうえ、下記金額に当該金額の100分の10を
加算した金額をもって物件を買い受けします。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円

入札件名 国有財産(回転翼航空機)等の売払い

- ※ 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付すこと。
- ※ 再度入札の場合は、表記の入札書の前に（再）と記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

入札書

代理人をして入札させる場合
(要委任状)

令和 年 月 日

契約担当官

愛知県警察会計担当官 殿

入札者

住 所 名古屋市中区三の丸2-1-1

商号又は名称 名古屋〇〇株式会社

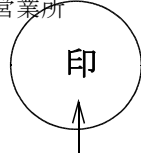
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

代理人

住 所 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場幟立

商号又は名称 名古屋〇〇株式会社〇〇営業所

氏 名 営業所長 〇〇 〇〇



委任状代理人印と同一

入札公告及び入札説明書に承諾のうえ、下記金額に当該金額の100分の10を加算した金額をもって物件を買い受けします。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円

入札件名 国有財産(回転翼航空機)等の売払い

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付すこと。

※ 再度入札の場合は、表記の入札書の前に(再)と記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

委任状

代理人 住 所

氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、次の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札件名 国有財産（回転翼航空機）等の売払い

令和 年 月 日

契約担当官

愛知県警察会計担当官 殿

委任者 住 所

商号又は

名称

代表者氏名

印

様式第4

(例)

委 任 状

代理人 住 所 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場職立
名古屋〇〇株式会社〇〇営業所

氏 名 営業所長 〇〇 〇〇 印

私は、上記の者を代理人と定め、次の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札件名 国有財産（回転翼航空機）等の売払い

令和 年 月 日

契約担当官

愛知県警察会計担当官 殿

委任者 住 所 名古屋市中区三の丸2-1-1

商号又は 名古屋〇〇株式会社

名称

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。